

* 今号は、①労働法制連絡会学習集会（11月1日開催）、②アスベスト被害の根絶をめざす京都の会第9回総会（11月5日開催）、③過労死等防止対策推進シンポジウム（京都会場）（11月25日開催）の特集です。

I 労働法制京都連絡会学習集会

労働法制京都連絡会の学習集会は、11月1日（火）の夜、ラポール京都の会議室で開催されました。参加は会場に16人、オンラインで7人、合計23人でした。

労働法制中央連絡会の伊藤圭一事務局長（全労連雇用労働法制局長）が「労働法制をめぐる情勢報告」を行い、「これから働くルールの改悪が目白押し!？」として、リストラ「労働移動」が目玉政策の岸田内閣の「新しい資本主義」を批判。そして、政府が進め



ている労働法制の「見直し」について紹介—①解雇無効時の金銭「救済」制度の創設、②労働時間法制の見直し、③無期転換ルールの見直し・研究職雇い止め問題、④労働契約の明確化～「多様な働き方」普及のための労働契約のルールの見直し、⑤その他課題（i「ジョブ型雇用」への対策、ii雇用によらない働き方への「保護法制」の整備）について説明して、「労働法制5つの団体署名」（＝①解雇無効時の金銭救済制度の検討中止を求める要請署名、②裁量労働制の規制強化を求める要請署名、③無期労働契約を原則とするルール確立を求める要請署名、④大学教員・研究職の大量雇止めを防止する要請署名、⑤労働者保護に資する労働条件明示義務の確立を求める要請署名）のとりくみ強化を訴えました。

自由法曹団京都支部の塩見卓也弁護士は、日弁連（日本弁護士連合会）の2022年10月19日付の「裁量労働制実態調査の結果を踏まえ、規制強化も含む裁量労働制の見直しを求める意見書」に沿って、厚労省の裁量労働制適用事業場及び適用労働者の実態調査結果を紹介。1割を超える労働者が過労死ライン近くないしそれを越える長時間労働をしていること、長時間労働を助長する傾向や違法適用・濫用の傾向があること、適用対象の妥当性にも問題があることを指摘。裁量労働制の見直しに向け、「①使用者による適用労働者の労働時間把握義務の強化、②みなし労働時間と実労働時間の乖離が著しい場合は遡って適用を認めないこと、③勤務間インターバルの設定による休息の確保、④深夜労働の回数制限、⑤違反事例における企業名公表制度の法制化、⑥適用対象労働者の要件に対象業務経験年数を加える、⑦企画業務型にも本人同意要件を必要とし、不同意の場合の不利益取り扱いの禁止の明文化、⑧適用対象業務の再検討・システムエンジニア業務の除外、⑨手続き要件の厳格化・労使委員会によるチェックの強化が必要」と強調しました。

II アスベスト被害の根絶をめざす京都の会第9回総会

アスベスト京都の会（アスベスト被害の根絶をめざす京都の会）の第9回総会は、11月5日（土）の午

後、ラポール京都の会議室で開催されました。参加は、会場に19人、オンラインで2人、合計21人でした。

開会あいさつを、石原一彦会長（立命館大学政策科学部教授）が行いました。石原会長は、昨年2021年5月の最高裁判決で一つの節目となったが、新たな被害を起こさせないことも含め、被害の根絶をめざして引き続き奮闘しようと訴えられました。

京都アスベスト弁護団・事務局長の福山和人弁護士が、「[京都建設アスベスト訴訟の到達点と課題](#)」を報告しました。福山弁護士は、①全国の訴訟の結果、③京都アスベスト訴訟の経過について報告（第1陣訴訟は被害者25人・原告27人で経過は下図参照。第2陣訴訟は被害者30人・原告43人、2017年1月24日京都地裁に提訴、2022年10月19日最終弁論、2023年3月23日判決言渡し、国との関係では全員和解が成立。

第3陣訴訟は被害者9人・原告12人、被告は建材メーカー14社、2022年9月28日第1回弁論）。福山先生は、今後の課題について、①建設分野のアスベスト被害は決して解決済みの課題ではないこと；今も毎年2千人以上の方が中皮腫で亡くなっている（＝建設アスベスト被害は史上最大の産業公害）、国交省の推計では石綿建物の解体のピークは2028年であり、石綿関連疾患は長期間の潜伏期間を経て発病することから、今後も被害拡大は必至なこと、②被害者が万が一発症しても治療や生活に不安を感じずに済むような補償と支援を裁判をせずとも受けられるような解決を早期に図ること、③調査・予防などの石綿対策の抜本的強化、④建材メーカーを世論で追い込むこと・国への働きかけを強めることと指摘。そして第3陣訴訟の課題として、最高裁判決をテコに和解を含む迅速な解決を勝ちとることと、最高裁判決で克服すべき未解決の問題（＝屋外工や解体工、損害論など）での前進を上げました。

京都第1陣訴訟（2011年6月3日京都地裁に提訴）の判決・決定の経過

判決日	裁判所名	国の責任	建材メーカーの責任
2016年1月29日	京都地裁	労働者○、一人親方等×	○
2018年8月31日	大阪高裁	労働者○、一人親方等○	○
2021年1月28日	最高裁不受理決定	国の責任確定	建材メーカー8社の責任確定
2021年5月17日	最高裁	○（屋外工×）	○（屋外工×）

大阪アスベスト対策センターの伊藤泰司さんが、「[アスベスト飛散・ばく露防止のとりくみの今とこれから](#)」を、自治体のアスベスト対策の現状と課題にもふれながら報告しました。伊藤さんは、現在の日本のアスベスト規制の法律（＝労働安全衛生法、石綿障害予防規則、建築基準法、建設リサイクル法、大気汚染防止法、廃棄物処理法）がほんとはゆるく、欧米や韓国に比べて周回遅れの被害防止策（*）になっていると強調。アスベスト建材は、レベル1&2建材が約100万トン、レベル3建材が4200万トン（内スレートが2800万トン）残存し、2020年まで毎年100～130万トンが廃棄物として発生すると予測されている。建設アスベスト訴訟の残された大きな課題として、屋外工と解体工、そして一般住民の被害の救済を上げ、「今とこれからの被害防止策」として、①建設アスベスト訴訟に勝利し、国と建材メーカーの責任をいっそ



う明確にし、賠償制度に参加させること、②欧米や韓国から30年遅れている国の規制を変えること、③自治体職員に知ってもらい、そのレベルアップを図ること、④住民自身が知識を持ち、アスベスト被害根絶の地域の運動（災害避難や環境整備運動など）を進めることを強調しました。さいごに、参加者に「建設物石綿含有建材調査者」の資格をぜひ取ること、「学び、知り、広げる」ことを訴えました。

(*) 周回遅れの日本の被害防止策

1	含有建材を使う建物の 平常時の管理 についての規定がない！
2	除去業者の許認可制度 がない！（ILOの石綿条約違反！）
3	公開性の原則 がない！（韓国は公表している！）
4	第三者性が確保 されていない！（ILOの石綿条約違反！）
5	安全な除去工事の技術を促進する仕組み が弱い！
6	まともな罰則 がない！
7	労働安全の立場と環境保全の両方の権限を持つ第三者が現場で指揮監督する仕組み がない！
8	作業環境の測定義務がない！

城南診療所の吉田努事務長が「健康管理手帳指定機関取得の経験」を報告し、京都アスベスト訴訟第2陣原告共同代表の北村せつ子さんが「被害者からの訴え」を行いました。松原秀樹事務局長が「総会議案と決算・予算案」の提案を行い、質疑の後了承しました。

Ⅲ 過労死等防止対策推進シンポジウム（京都会場）

11月25日（金）の午後、四条室町にある池坊短期大学で、「過労死等防止対策推進シンポジウム」（京都会場）が、京都労働局の主催、過労死家族の会や過労死弁護団、いの健京都センターや京都職対連も参加する過労死防止京都連絡会などの協力で開催されました（事前に会場のキャパを超える参加申し込みがありました）。

京都労働局の岸泰広労働基準部長の**主催者あいさつ**、過労死防止京都連絡会の中嶋清美会長の**協力団体あいさつ**が行われ、中嶋会長は「過労死はあってはならないこと。過労死のない社会を実現していこう」とあいさつされました。

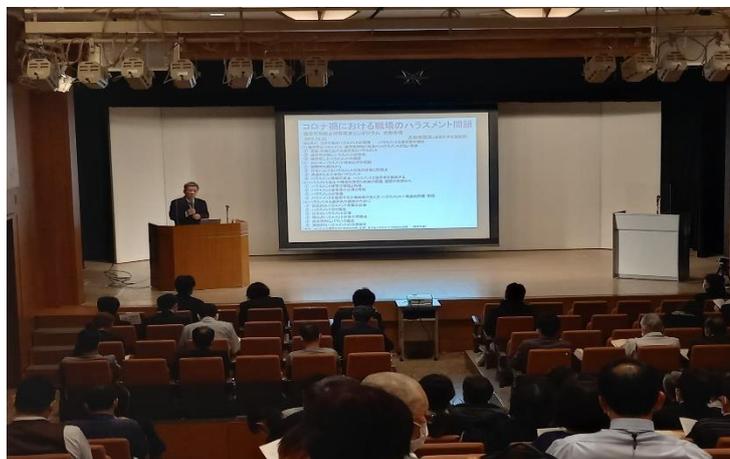
京都労働局・労働基準部の氏家久労災補償課長が「**国の過労死等防止推進にかかる最近の動向と労災補償行政の取組**」について報告。氏家課長は、「国の過労死等防止対策」の概要を説明。国の過労死等防止対策の歴史、過労死等防止対策推進法の概要、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更のポイント、「自殺総合対策大綱」の概要とポイントを説明しました。続いて「労災補償行政の取組」を報告。脳・心臓疾患及び精神障害の労災補償状況と過労死等の現状、労働時間やメンタルヘルス対策の状況、過労死等をめぐる調査・分析結果、過労死等の防止のための対策の実施状況について報告しました。

過労死ご遺族からの体験談の発表では、富山県のガソリンスタンドで働いていて過労自死された労働者の息子さんが発言され、まじめで責任感の強いお父さんだったこと、月100時間を超える時間外労働をしていたことなどを切々と発言されました。

基調講演は、滋賀大学名誉教授の大和田敢太先生が、「**コロナ禍における職場のハラスメント問題**」と題して行いました。大和田先生は、まず**コロナ禍のハラスメントの実情**について報告；コロナ禍の労働の実態がハラスメントを誘発しており、過労死＝ハラスメントの関係にあると解明しました。そして**現状**は、ハラスメント対策の混迷を反映していて、科学的・客観的な調査・研究が不在で、ハラスメントの全貌を把握でき

ていないこと、ハラスメントの概念と定義が曖昧で、包括的・統一的な実態把握が困難となっていることを批判しました。そしてハラスメントとは何かについて「精神的あるいは肉体的な影響を与える言動（嫌がらせ・脅迫・無視）や措置や業務（長時間労働・過密労働）によって、人格や尊厳を侵害し、労働条件を劣悪化しあるいは労働環境を毀損する目的あるいは効果を有する行為や事実」とし、「結果を重視することが大切で、ハラスメントやいじめの意図は不要だ」と強調しました。

日本におけるハラスメント対策の特徴と問題点として、EUなどのハラスメント対策は「被害者救済を出発点として、構造的な要因による経営的な課題とする」のに対し、日本のハラスメント対策は「ハラスメント行為（加害者）の定義を出発点に、被害者の対応を前提とした使用者の配慮・個別的な人事課題」としていることだと批判。**ハラスメント規制の原点**は、ハラスメントと過労死を根絶することであり、企業経営にかかわる問題



（構造的な要因）であり、個人の問題にするのではなく、社会的な問題として、社会的な規制＝法的規制が必要だと強調しました。ハラスメントはコミュニケーションの不調や個人的なトラブルでは決してなくて、典型的な被害者像や加害者像はないとして、被害者の特徴として、①沈黙する、②無理をする、③被害を認めたくない、④抗議しないがあり、加害者は気づかない、気づいていないと指摘しました。**ハラスメントの特徴**として①重複する、②連鎖する、伝播する、③交差するを挙げ、ハラスメント被害の深刻さをあらためて強調。教育・指導の目的でもハラスメントとなること、被害者救済のためのハラスメント規制の重要性を指摘しました。ハラスメントを誘引する企業経営のあり方について提起し、ハラスメントは構造的な問題・要因があることを指摘し、ハラスメントを制裁するという経営陣の強い意志が存在しているところではハラスメントは生まれないとしました。最後に改めて**包括的なハラスメント定義の必要性**について触れ、国際的な教訓と基準を尊重し、被害者視点を重視し、ハラスメントの特性に配慮することの大切さを強調し、日本のハラスメント対策について、**実効的なハラスメントの法規制の必要性**を再度訴えました。

最後に、過労死防止京都連絡会事務局長の古川拓弁護士が**閉会あいさつ**を行い、「少しでも早く過労死等のない当たり前の社会を実現しよう！」と訴えました。

当面の日程

12月

1日（金）アスベスト京都の会事務局会議（13：30）

7日（水）いの健全国センター理事会（11：00）&総会（13：30）／ヒューマンリー京都編集会議（17：30）&京都職対連幹事会（18：30）

13日（火）京都総評労安対策委員会（11：00）／過労死防止京都連絡会事務局会議（17：00）

14日（水）いの健京都センター2022年度第2回理事会（18：30）

20日（火）メンタルサポート京都理事会（17：00）

28日（水）仕事納め 【29日（木）～1月4日（水）年末・年始閉局】

1月

5日（水）仕事始め